大阪府自殺対策審議会(第6回)議事録

1 日 時: 平成 29 年 2 月 7 日 (木) 10:00~12:00

2 場 所:大阪赤十字会館 3階 302会議室

3 出席者:石藏文信委員、石田就平委員、鍵本伸明委員、川野健治委員、金文美委員、阪本栄委員、柴田恭明委員、白川治委員(会長)、田尻悦子委員、田中政宏委員、寺村晃久委員、中田昌志委員、北條達人委員、山田治彦委員、吉田史委員、渡瀬正幸委員(五十音順)

(事務局) 定刻となりましたので、ただ今から、「第6回大阪府自殺対策審議会」を開催いたします。委員の皆さま方には、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。私は、本日司会の大阪府健康医療部保健医療室地域保健課の浅田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会につきましては、委員総数22名に対しまして15名の皆さま方の出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。なお、本日の審議会は、大阪府の「会議の公開に関する指針」に基づきまして、公開となっております。

また、この会議の議事録を作成する都合上、ご発言につきましてはマイクをお使いいただきますよう、ご協力お願いいたします。

それでは、まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。

次第、配席表、【資料1】 平成27年及び平成28年の自殺者数等の比較(都道府県別)、 【資料2】「大阪府自殺対策基本指針の改正案」(パブリックコメント実施時)、【資料3】「大 阪府自殺対策基本指針の改正案」パブリックコメントの結果、【資料4】 「大阪府自殺対策 基本指針の改正案」の一部修正、【資料5】「自殺防止」標語募集の募集要領、【資料6】「新 たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会」第1回~第3回の資料(抜粋)、【参考資料 1】 大阪府自殺対策審議会規則、【参考資料2】 大阪府自殺対策審議会委員名簿となってお ります。

過不足等がございましたら、事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。

続きまして、委員の紹介に移らせていただきます。あらかじめご報告さしあげますけれども、現在までにご出席予定でした3名の方からご欠席のご連絡をちょうだいしております。 少し時間のタイミングの問題上、佐藤委員が配席表の中に出席としてございますけれども、 今朝までに体調不良等で山中委員、都村委員、佐藤委員からご欠席のご連絡をちょうだいし ております。

そうしましたら、私が紹介させていただきますので、紹介されましたら、委員の方はご挨 拶を簡単にお願いいたします。 では、石藏委員、お願いいたします。

- (石藏委員) 大阪樟蔭女子大学の石藏です。私は、内科・循環器の医者の立場から参加させてい だたいています。よろしくお願いいたします。
- (事務局) 石田委員、お願いいたします。
- (石田委員) 吹田市理事の石田と申します。どうぞよろしくお願いします。本日は大阪府の市長会から来させていただいております。どうぞよろしくお願いします。
- (事務局) 鍵本委員。お願いします。
- (鍵本委員) 大阪精神科診療所協会の鍵本でございます。今日は精神科医の立場から参加させていただきます。よろしくお願いいたします。
- (事務局) 金委員、お願いいたします。
- (金委員) 大阪精神保健福祉士協会の金と申します。精神保健福祉士の立場から参加させていた だきます。どうぞよろしくお願いいたします。
- (事務局) 阪本委員、お願いいたします。
- (阪本委員) 大阪府医師会で理事をしております阪本と申します。専門科目は精神科でございます。本日は医師会の立場で参加させていただいております。よろしくお願いします。
- (事務局) 柴田委員、お願いいたします。
- (柴田委員) おはようございます。堺市精神保健課の柴田と申します。私どもも同じように、堺市といたしまして、自殺対策の推進計画を現在作成中でございます。今日の議論を受け、参考にさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。
- (事務局) 田尻委員、お願いいたします。
- (田尻委員) 社会福祉法人関西いのちの電話事務局長の田尻と申します。私ども 1973 年から 44 年間、民間の立場で自殺予防に携わってまいりました。よろしくお願いいたします。
- (事務局) 田中委員、お願いいたします。

- (田中委員) 大阪市こころの健康センター、田中です。どうぞよろしくお願いします。
- (事務局) 寺村委員、お願いいたします。
- (寺村委員) 大阪産業保健総合支援センターの寺村と申します。産業保健推進の立場からお話させていただきたいと思います。よろしくお願います。
- (事務局) 中田委員、お願いいたします。
- (中田委員) 大阪労働局健康課長の中田でございます。大阪労働局の行政の立場から参加させていただいています。今日の議論、今後の行政の参考にさせていただきたいと思います。どう ぞよろしくお願いします。
- (事務局) 北條委員、お願いいたします。
- (北條委員) NPO法人大阪自殺防止センターの所長をしております北條と申します。電話相談と自死遺族のつどいを実施しております。よろしくお願いいたします。
- (事務局) 山田委員、お願いいたします。
- (山田委員) おはようございます。弁護士の山田と申します。大阪弁護士会から寄せていただい ております。今日はよろしくお願いいたします。
- (事務局) 吉田委員、お願いいたします。
- (吉田委員)はい、おはようございます。大阪司法書士会理事を務めております吉田と申します。 どうぞよろしくお願いします。
- (事務局) 渡瀬委員、お願いいたします。
- (渡瀬委員) 能勢町健康福祉部長の渡瀬と申します。大阪府の町村協会から参加をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
- (事務局) 今、現在、川野委員はご事情で遅れていらっしゃいますので、お待ちしたいと思います。併せまして、先ほども申し上げました「参考資料1 自殺対策審議会規則」と「参考資料2 自殺対策審議会委員名簿」をご確認いただきますようお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、本審議会の事務局を務めます地域保健課の北邨課長から一言お願いいたします。

(北村課長) おはようございます。地域保健課長の北邨でございます。本日は皆さま、お忙しいところ、朝早くから本審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろから本部の健康医療行政の推進に一方ならぬご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

大阪府自殺対策基本指針の改正の進捗状況についてでございますが、昨年7月に開催した前回の第5回の審議会で、委員の皆さまから貴重なご意見をいただいた後、白川会長とも相談させていただきまして、改正案の作成に取り組んでまいりました。昨年末には、大阪府植田副知事が本部長を務めます、大阪府の各部局が本部員で構成する自殺対策推進本部を開催いたしまして、自殺の現状や対策について庁内での情報を共有いたしまして、同日付で、改正案についてのパブリックコメントを開始し、先月末に募集を締め切ったところでございます。

また後ほど、詳細につきましてはご報告させていただきたいのですが、平成28年の自殺者数の速報値が1月20日に公表されております。全国では2万1764人、大阪府では1209人で、ピーク時から見ますとほぼ半減ということになっておりますが、まだまだ100名を超える方が亡くなっており、自殺対策は必要と考えております。本日の議論を参考にさせていただきまして、指針をさらに実効性のあるものにしたいと考えておりますので、前回と同様、忌憚のない意見をいただけますよう、よろしくお願いいたします。本日はよろしくお願いいたします。

- (事務局) ありがとうございました。それでは最後になりましたけれども、白川会長からごあい さつをちょうだいいたしまして、その後、議事進行につきましても、白川会長にお願いした いと思います。白川会長、よろしくお願いいたします。
- (白川会長) 皆さん、おはようございます。たいへんお寒い中、お忙しい中、本審議会にご出席 いただきまして、誠にありがとうございます。

ご承知のように、ここ数年、日本の自殺者数は減少傾向が顕著であります。昨年の速報値を見ましても、すでに 1998 年、平成 10 年に 1 万人以上増加したその前年の値にほぼ戻っていくというか、それを下回るぐらいのレベルにまいっております。しかし、日本の自殺者数の推移を見ましても、社会経済的な変動に敏感に応ずる形で、増減が繰り返されているということを考えますと、この減少傾向は、ここの審議会に関わっていらっしゃる皆さま方の多方面からのアプローチの賜物であると同時に、時代が変わっても減少傾向を維持できる社会を作っていくことが、我々に求められている使命のように考えております。

その中で、その自殺予防のあるべき姿、道筋を示すものとして、基本指針の改定に向けて、 皆さんのご意見をいただきながら進めてまいりました。今日お示ししますものは、ほぼ最終 案に近いものでございます。さらに皆さんのご意見をちょうだいしながら、この基本指針を 決定してまいりたいと思います。おそらく、こうして出席していただいて生のご意見をお伺 いできるのは、今回が最後になるかもしれません。あとはメールでご意見をいただきたいと 思います。

それでは、最後まで活発なご意見、忌憚のないご意見をよろしくお願いしたします。

- (事務局) ただ今、川野委員が到着されましたので、川野委員にご挨拶をお願いしたいと思います。
- (川野委員) 遅くなりまして申し訳ございません。立命館大学の川野と申します。この3月まで 国立精神・神経医療研究センターにおりまして、まだこちらに来て1年足らずというところ ですけれども、こういう機会をいただきましたので、できるだけ貢献したいと思っておりま す。どうぞよろしくお願いいたします。
- (白川会長) どうもありがとうございました。それでは早速ですけれども、これからは議事の進行を私が務めてまいりたいと思いますので、どうかよろしくご協力のほどをお願いします。 お手元の次第に沿って進めさせていただきます。本日の議事は「審議・意見交換」の「大阪府自殺対策基本指針の改正について」ということで、1から3までの次第がございます。事務局から、これらの説明・報告をしていただいたその後に、皆さまと意見交換という流れでいきたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

それでは、事務局からよろしくお願いします。

(事務局) それでは資料に沿って説明させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

指針に関する内容の説明をさせていただく前に、先ほど会長からもお話がありましたけれ ども、自殺者の最新の状況についてご報告させていただきます。

資料1をご覧いただけますでしょうか。先月20日に厚生労働省が、平成28年の自殺者数について公表されました。速報値になるのですけれども、一番上にありますが、全国で2万1,764人で前年比2,261人の減少。大阪府、中ほどにありますけれども、1,209名、前年比で86人の減少。全国の増減率、9.4%(パーセント)の減少ということから見ますと、大阪府は6.6%の減にとどまっていることもありますので、今後さらなる対策が必要ではないかと考えております。資料1の裏面は都道府県別のグラフになっておりますので、こちらもご参照いだだけますでしょうか。

それでは、次第の1、本題に入りますけれども、「パブリックコメントの実施とその結果について」報告させていただきます。

昨年7月の審議会にご議論をいただきまして、また審議会の後に白川会長他、委員の皆さまからいただいたご意見を反映させまして、また、第3章の具体的な施策に関わる庁内の各

関係部局の皆さまに意見を聴取して、昨年末に改正案を作成いたしました。こちらが資料2 になりますけれども、この大阪府自殺対策基本指針の改正案、これがパブリックコメントを 実施した際の改正案ということになります。

この改正案をもちまして、昨年 12 月 28 日から翌年先月の 1 月 27 日までの間に、改正案に対して大阪府民の皆さまからご意見やご提言をいただくためのパブリックコメントを実施いたしました。このパブリックコメントを実施いたしまして、皆さまからいただいた意見等について、資料 3 になります。

3名の団体を含む4件のご意見がございまして、今どのような形で公表するかということで手続きを進めておりまして、右側の大阪府の考え方対応方針案というところになっておりますけれども、この部分について、現在、この意見に係る庁内の関係課に、どのようなことで大阪府の考え方として公表していくのかということを依頼させていただいているところでございます。担当部局から回答をいただきましたあと、事務局におきまして、整理をいたしまして、「大阪府の考え方(対応方針案)」となっている箇所を「大阪府の考え方」という表現に改めまして、公表することになります。

従いまして、この資料4の改正案の一部修正、これはほぼ最終案に近いものとなっておりますけれども、この資料4にさらにパブリックコメントの結果を反映させて、最終の改正案としていく予定となっております。パブリックコメントに対する結果をどのように反映させたのかなどにつきましては、修正をおこないましたら、すぐに皆さまにご報告をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(白川会長) それでは、ただいま事務局からパブリックコメントの実施とその結果についてのご 説明がありましたけれども、何か確認事項等はございますでしょうか。いかがでしょうか。 資料4はまだパブリックコメントの内容が反映されていないということでよろしいでしょう か。

(事務局) はい、そのとおりです。

(白川会長) いかがでしょうか。資料4にパブリックコメントを反映し、皆さんのご意見を反映 して、最終案ということにしたいと思います。特に何かございませんでしょうか。

今日は実際のところほとんど基本指針の記述についてのやり取りということになっておりますので、お気づきの点がございましたら、後ほどでも構いませんので、ご意見をちょうだいできればと思います。

それでは続きまして、2番目の自殺防止標語募集の内容とその結果について、事務局から お願いいたします。

(事務局)はい、それでは資料5「自殺防止標語募集の募集要領」をご覧いただけますでしょうか。

昨年9月になりますけれども、自殺予防週間の初日になります9月10日から2カ月間、自 殺防止について標語の募集をおこなわせていただきました。こちらの資料に記載要領と募集 要領とありますけれども、こちらの条件で募集をおこないまして、その活用方法としまして、 今お配りしている資料2や資料4の中央に、標語募集の最優秀賞が副題となると書いてあり ますけれども、この資料5の一番下にもあるとおり、副題として採用させていただきました。

11月9日まで募集をおこないましたが、住所・氏名の記載がないとか、文字数制限を30文字内と設定させていただいでいるのですけれども、そのオーバーをしたとかという無効票がいくつかありましたけれども、それを除いた有効投票総数は293件でございました。それでは、追加の資料を事務局から配布させていただきます。

ただいま委員の皆さまに配布させていただきました資料につきましてですけれども、本審議会で確認をいただいた後、知事に報告するなど必要な手続きをおこないまして、後日に公表となります。個人情報等が含まれているものでございますので、この審議会の皆さまに確認をいただきましたら、たいへん恐縮ではございますけれども、また事務局において回収をさせていただきますのでご了承ください。この募集の結果の、今配布させていただいている資料の質問等がございましたら、大変恐縮ですが、審議会終了後に事務局までお問い合わせいただきますようお願いしたします。それでは、配布資料記載の事項について、確認をいただきたいと思いますので、会長、よろしくお願いいたします。

(白川会長) それでは、ただ今事務局より配布がありました資料につきまして、皆さま、ご確認 いただけますでしょうか。

募集の結果、3つが受賞ということで、最初の1番目が「逃げてもいい、休んでもいい、生きてさえいればいい」で最優秀賞、2番目が「まだまだや、君の人生これからや」で一般部門優秀賞、考えた方ご自身の思いがこもっているような内容のような気がいたします。3番、「生きていて、あなたの笑顔が見たいから」、これは、18歳部門以下の賞とうかがっております。

いかがでしょう。特にご異議・ご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。 はい、それではありがとうございました。本件につきましては、審議会としては異議がない ものと認めさせていただきたいと思います。

- (事務局) ありがとうございました。それでは資料につきましては、こちらで回収をさせていた だきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- (白川会長) それでは続きまして、3番目の今後のスケジュールにつきまして、事務局からご説明をお願いいたします。
- (事務局) はい。それでは、今後のスケジュールになりますけれども、これは口頭で説明をさせていただきたいと思います。

先ほど、パブリックコメントの実施について説明させていただきましけれども、このパブリックコメントに対する考え方を反映しまして、また軽微な言い回し、語句の統一を、白川会長とご相談させていただきながら、3月末の公表で予定を考えております。したがいまして、本日の審議会でご意見いただきましたら、その内容をまた会長と相談させていただきながら、反映できるものは反映したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。また、この機会ではありますが、国の動向についての補足をさせていただきたいと思います。配布させていただいている資料6をご覧いただけますでしょうか。

こちらは昨年の12月から国において開催されております有識者会議の資料となります。 本審議会と同じような会議が開催されておりまして、本日2月7日時点で、すでに3回開催 されているところでございます。本日配布している資料は、その抜粋となります。

一枚めくっていただきまして、右肩に資料2-1と書いてあるものなのですが、この下にありますけれども、夏ごろ目途と書いてありますが、自殺総合対策大綱の閣議決定ということで、新たな自殺総合対策大綱の策定を国は予定しているというところでございます。そしてこの矢印のところに、全5回検討会と当初予定をされておりましたけれども、資料6の一番最後、右肩に資料2とありますけれども、こちらの第3回、先月の1月27日に第3回の検討会で配布された資料になりますが、全6回ということで、この予定となっております。

先日の1月28日の第3回検討会で、関係団体のヒアリング、論点案の提示検討がされているというところでございます。

戻りまして、第1回の資料を2枚めくっていただきまして、横書きの資料です。「今後の自殺対策の流れ」になります。右側のところに、平成30年度以降のところで、PDCAの矢印が付いています。また、その裏の資料になりますけれども、「自殺対策のPDCAサイクルについて」がございます。

今、厚生労働省、国におきましては、自殺対策の施策、事業につきましては、PDCAサイクルを意識したもので取り組んでいくべきとの考えを持っておりまして、自治体における計画の策定にあたっては、このPDCAサイクルを意識したものであるべきだという方向性を示したものになっております。

今回、大阪府の改正する自殺対策基本指針ですけれども、庁内、各課の各事業の進捗状況を確認するプログレスシートが、資料2の最後にA4の横書きで付いておりますけれども、このプログレスシートにおきましても、やはり今後6年間の事業の予算であり、目標であり、というのを期待しまして、やはりPDCAサイクルを意識するような形でフォーマットを作成しまして、各課に記載の依頼をさせていただいているところです。

先ほども、PDCAサイクルについてという資料の裏が、新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会の第2回の資料の次第になります。12月26日に開催された2回目の議題が施策の実施状況ということで、国の各省庁の施策の実施状況で2の論点案がありました。1枚めくった資料3の右肩に書いてある資料になりますけれども、こちらに5点、論点案が示されております。国は論点を絞って大綱の改正に取り組んでいると考えております。

1つ目が関連施策の有機的な連携を図り、総合的な自殺防止、2つ目が地域レベルの実践的な取り組みのさらなる推進、3番目が若者の自殺対策のさらなる推進、4番目が過重労働をはじめとする勤務問題による自殺対策についてのさらなる推進、5番目がPDCAサイクルの推進、数値目標の設定で、国においてこの論点を整理したところでございます。

先ほども若干触れましたけれども、第3回では、この論点案に対して各団体からのヒアリングをおこない、それが返ってきたものになります。詳細はどのようなものかといいますと、何枚かめくっていただいた第3回の議事資料の裏になりますが、この5つの論点に対して、検討会の構成員の意見がまさに来ているという状況になっております。若干駆け足となりますけれども、国の動きは以上となっておりまして、先ほども説明させていただきましたとおり、国におきましては、自殺総合対策大綱をこの夏に改正する予定で考えています。

今、改正を進めている大阪府自殺対策基本指針につきましても、大綱の改正の内容次第によっては、またこの先一部改正をおこなわなければならなくなる可能性も出てくると考えておりますので、国の動向につきましては、私どもも注視しているという状況でございます。 以上でございます。

(白川会長)はい、どうもありがとうございます。ただ今事務局から改正に関わるスケジュールについて、特に国の動きを踏まえて、国がこの夏に改正する大綱に向けて、今、問題点を抽出しているということで、これを踏まえて今回の大阪府の指針の改正の最終案に向けて動くとなるかと思います。

2時間を予定していただいていましたが、非常にテンポよく進んで1時間強で終わる流れになってきておりますが、せっかくの機会ですから、直接皆さんのご意見をいただきながら進めてまいりたいと思います。いかがでしょうか。何かご意見ございませんでしょうか。

それでは、せっかくの機会ですから、ご出席の委員の委員、先生方から一言ずつで結構ですから、何かご意見、もちろん今回の会議では基本指針の改正というところがメインではございますが、それを超えたご意見でも、もちろんお伺いしたいと思います。それでは、石藏委員からよろしいでしょうか。

(石藏委員) たぶん、国の指針と大阪府がほとんどパラレルで動いています。国の論点が5つ出ていますけれども、これにはもう大阪府は縛られないでいいわけですか。

(白川会長) いかがでしょう。事務局からどうぞ。

(事務局) 結論から言うと縛られないということになるのですけれども、割と国の向いている方向と、私どもの向いている方向が同じだということもあります。若者の自殺対策のさらなる推進というところ、例えば妊産婦の取り組みについてということは、大阪府が先進的に取り組んできたということもありまして、割と大阪府はトップランナーで走っていると考えてお

ります。国が後追いで来ているとの自負も一部ございますので、そのあたり、若干並行しな がらということになるかと思います。

- (白川会長) 事務局からたいへん頼もしいコメントをいただきました。
- (石藏委員) 若者は本当に大事だと思うのですけれども、やはり自殺者の大半はいまだに高齢男性が非常に多くて、私もやはり定年後の男性が生きがいをなくして、自殺に向かっているという例をたくさん経験しておりまして、若者は目立つのですけれども、お年寄りはあまり目立たないということがあって、そのあたりの自殺対策と並行できるかどうか分かりませんけれども、中高年、定年後男性の何か生きがいづくりを入れていただくと、非常に大きな層なので、ほかの省庁と関係してやっていただくのがいいと思います。以上です。
- (白川会長)はい、ありがとうございました。団塊の世代が数年後、まさにそういった生活の問題、あるいは認知症の問題、様々な問題に直面して、ここ10年から20年、高齢者に対する大きなテーマではあるかと思います。ありがとうございます。

それでは、石田委員、お願いいたします。

- (石田委員) 私どもは市ですけれども、自殺対策は何をやっているのだと言われましても、実は 啓発ぐらいしかできていないというのが現状でございます。この審議会に出席させていただいて、 いて、委員さんのご意見等、素人でここはお伺いさせていただいて、勉強させていただいて いるような状態ではございますけれども、平成30年には市町村でも計画を策定していかなければならないと認識しておりますので、この結果を十分検討させていただきまして、30年度 に向けて企画を策定していきたいと思っております。意見は少し言えませんけれども、すみません、以上でございます。
- (白川会長) はい、どうもありがとうございます。大阪府の基本指針に従って、市区町村でいかに反映していけるかというところが、実際のところこの指針が実効性のある形で、現場で生かされるとつながっていくのではないかと考えます。

それでは、鍵本先生、よろしくお願いいたします。

(鍵本委員) 10 年前の大阪府の自殺率が全国的に多かったことを考えますと、かなり全国的にみても大阪府の自殺率が大きく減少し、頼もしいかぎりなのですけれども、本当に白川会長がいろいろなことをご尽力されたと思うのですが、この大阪府の対策を他の自治体とか他の地域にも使える施策としてはどんなものがあるのでしょうか?また大阪の自殺率を大きく減少させた要因としてはどんなことが考えられるのでしょうか?そのあたりを教えていただけたらと思うのですが。

- (白川会長) ご指摘のとおり、全国的に見ても神奈川県と大阪府において自殺率がトップレベル で低くなっています。事務局にもいろいろ問い合わせがあると伺っておりますが、何かコメ ントをいただければと思います。
- (事務局) 今、会長からもお話しいただきましたが、大阪府内の市町村、あとほかの府県からも、 プレスの皆さまからも、国からも、大阪府の取り組みに何が功を奏したのかというのはよく 聞かれるのですが、私たちとしても、結論としては、一生懸命市町村と大阪府で取り組んだ 結果ですという答えをするしかなく、何が一番特効薬なのかということは分かりません。

そのあたり、地道な取り組みがおそらく一番効果があると考えております。自殺対策には 関係する機関がいっぱいあると思うので、行政だけではなくて、民間の団体の方々、行政、 司法の方、福祉の方など関係機関が協力するということが一番大切だと思っていまして、そ れをほかの自治体においても参考に取り組んでいただければと、いつも思っております。

- (白川会長)はい、よろしいでしょうか。続きまして、川野委員から何かご意見お願いしたいと思います。
- (川野委員)はい、それでは2点。1つは目標ということと、それからもう1つは学校あるいは 若者というところについて、2点お話しさせていただきます。

1つは目標なのですけれども、私はこの週末に、東京である自殺予防の研修会に出ておりまして、そこでいろいろな方たちと意見交換や情報収集などをさせていただいたのですけれども、この夏にできあがる自殺総合対策大綱で、どのような数値目標を設定するかということについて、今、まだ迷っているというか、明確な方針が出ていないと伺ってまいりました。これは実は 1997 年と 1998 年のところで自殺者数が急増しましたけれども、そこまで戻ったのです。 2万 2,000 人というあたりまで戻ったので、次はどのように設定するかというところで、これからまだ議論が出るのだろうというお話でした。

今後、このPDCAサイクルという考え方が出てくるのだとすると、大阪府においても現時点ではこちらの指針には明示はされていませんけれども、今後は国の議論の中では、もしかすると「こういう目標だから数値をこれこれ」ということが出てくるかもしれないと、少し考えた次第です。だから、今、たちどころにどうということではありませんが、PDCAサイクルの中で数値ということを、いずれも考える時期がくるのかもしれないと感じております。

もう1点は、学校あるいは若者への自殺対策で、特にパブリックコメントを見ますと、学校等で予防教育的なことをというご意見があるかのようにお見受けいたしました。これについて、関係部局でご検討いただくということで了解いたしておりますけれども、現在、自殺予防教育の内容について、いくつかの学会ですとか、あるいは取り組んでいる方たちの間で、若干議論があるかのように思います。すなわち命を大切にする教育であるとか、あるいはもう少し道徳的な内容のものから、メンタルヘルスリテラシー、医療に近いところまでどのよ

うなコンテンツが適切であるのかという議論があるように受け止めております。いくつかの 学会でそのような場面を見受けました。

そういう意味で、今後ここの部分をどのように詰めていくのか、あるいは明確にしていくのかということは、これからまだ30年に向けて時間があろうかと思いますけれども、しっかり議論すべきテーマであると思った次第であります。以上でございます。

(白川会長)大変重要なご指摘をありがとうございました。実は数値目標に関しましても、本審議会でかなり議論になったところで、当面の目標で1,500人があったのですが、それをクリアしたあと、さらに数値目標を設定すべきかとうかどうかというところなのですが、例えば1,000人という目標もあり得るのですが、なかなか数値目標というのは、確かに結果を表すという意味では非常に明確なのだけれども、自殺者というのは、あるところからかなり減少傾向が鈍ることが予想されるのです。そこに関して数値目標を設定することはどうなのだろうと。極端に言えば、自殺をなくす社会のようなところを設定することに対しては、積極的な意見ばかりではなかったというのが私の印象です。ですから、減少傾向を維持するというところが、現時点では審議会の基本的な見方と個人的には考えております。

それから2つ目の学校教育でいったい何をすべきなのかと。具体的な実用に向けた提案とか、実際それを実施してどれぐらいの効果があるのかというのは、かなりこれも長いレンジで見ないといけないことではあります。

そういった、10 代は自殺率そのものは極めて低いので、その方々が 20 代、30 代、40 代になった時に、社会経済的な変動があっても自殺に向かわないという、そのために 10 代にそういう教育をなすべきだということは、もちろん大変重要なことなのだけれども、結果を検証するためには、長期的な目で見る必要があるかと思います。

事務局から何か付け加えていただくことございますか。

(事務局)はい、1つ目の点の数値目標でいいますと、大阪府は今、先ほど会長がおっしゃられたとおりの目標設定、指針の資料の2-4の最後のところに書いてあるとおり、減少傾向維持となっております。市町村がこれから大阪府の指針を参考にして、各自治体における計画を策定していくとなっていると思うのですが、そのあたりにも影響してくる話になってくると思いますので、このあたりを私たちも慎重に考えていかなければと考えております。

あとPDCAについての意識は、先ほど説明させていただきましたけれども、今回の指針の改正におきましては、資料2の後ろについて少し字が小さいので見えにくいかと思いますけれども、各部局が取り組んでおりますひとつひとつの事業につきましては、可能なかぎりは数値目標を掲げたいと思っております。ただ、今回の事業が予算の兼ね合いもありますので、現時点で記載できない、具体的に記載できない時期ですので、これが成案になる時には、決まったものはきちんと載せて公表させていただきたいと思っております。

- (白川会長)はい、ありがとうございました。それでは、引き続きまして、金委員からコメント をお願いします。
- (金委員)はい、私も2点、1点目はPDCAサイクルを導入することによって、どんなメリットがあるのかとかと思っていたのですけれども、先ほど会長から数値目標の是か非であったりとか、それをどういうふうに検証するのかというところが不明瞭なままで、その数値目標が立つことの意味というのもどうかと感じたりしておりましたが、とりあえずプラン・ドウ・チェック・アクションで、このサイクルをもって対策に取り組むという意味での可視化ができていることにおいては、非常に分かりやすく、ここを目指していくのだというビジョンは見えやすくなるのかと思っております。

パブリックコメントに 1 点、インターネットに関する最後の 4 点目の意見、 3 点目の意見において、自殺対策についてインターネット媒体を自殺対策に活用するというところで、本協会でも少し 9 月に学術集会を日本精神福祉協会と大阪で開催することもありまして、ある企画の中で、インターネットのツールを活かして自殺のハイリスク者にアウトリーチするという手法を紹介していただこうと思っているのです。

インターネットというものがこれだけ普及し、ネットワークの中に私たちの生活がどっぷりあるような状態の中で、それをどのように、AIの人口知能を使って、例えばある事業体では自殺のリスクを、AIを使って洗い出すという方法が活用され始めていたりということであったりとか、インターネットのネットワークを使って、そのハイリスク者にアウトリーチしていくという取り組みであったりとか、そこでそのいろいろなメッセージが直接ご本人に届くことのいいところと悪いところと、というようなところで、私たちはインターネットのネットワーキングの手法と、どのように向き合っていくのかということは、実際に問われているのかと考えていたところ、本日このパブリックコメントを見させていただいて、その危うさと、それとのメリットということが、私たちがどのように選択し、活用し、それを手段として、今後向き合っていくのかというところは、やはりいいところと、重ねて申し上げますが、悪いところの手段・手法としての戦略ということも、随時おこなっていかなければならないと感じたという、2点目は感想になっております。以上です。

- (白川会長)はい、ありがとうございました。インターネットの持つ影響力は、非常に大きくなってきているのは、もちろん実感しているところですけれども、インターネットを介したアウトリーチというのはどういうことなのでしょうか。
- (金委員) 東京にあるOBA (オーバー)、OBAなのですけれども、このNPOがインターネットで、ハイリスク者が、例えば自殺とか方法とか検索をすると、リスティング広告機能をつかって、その方にその支援の広告の情報を流せるようにするというリスティング広告、インターネット上のリスティング広告を使って、その人へのアクセスでメッセージを送ったり、インターネット上で接近したりということが可能になるシステムを作られているNPO法人

があります。そういうことを通してハイリスク者に、要はゲートキーピングをインターネットツールを使って接近するという方法、最終的にはダイレクトに本人さんにアプローチをするという方法を開発した方針に変わりまして、そういうシステムを構築して、非常に新しい方法として評価されてきているというところがあるようです。

(白川会長) 方法が、一つのインターネットの活用法の在り方、そのように感じますが、いろいるリスクもあるのではと思っております。

それでは、阪本委員お願いします。

(阪本委員) 今回も審議していただきまして、自殺の動機とか原因はデータに出てくるのですけれども、北欧、フィンランドでしたか、あそこも非常に自殺が多くて、自死家族に対する聞きとり、劇的に自殺を減らしたというのがあったと思うのですが。

こういった自殺の動機、原因のデータの出し方は、日本では自死家族にいろいろ聞き取るのはなかなか難しいと思うのですけれども、どういった手法でされているか、少し分かりやすく方法を教えていただきたいことと、大阪府の自殺対策を考えた場合に、私は医師会ですので、産業保健のことをいろいろとやっているのですけれども、産業医が配置されたりとか、あるいは昨年度からチェックが始まっておりますけれども、50人未満の従業員の企業に対するメンタルヘルス対策というか、これも一生懸命やっているところではあるのですけれども、特に大阪の特徴を考えると中小企業が多いですから、それにもしっかりお願いしたいと思います。

それと、自殺未遂者が当然次に自殺行動に移るというのは非常に高いのですけれども、やはり救急などに自殺で運ばれた後の精神科との連携、これも今、大阪府は非常に先進的に、 妊婦の対策と同じように、取り組まれているところですけれども、そのあたりも少し考えていったらいいと感じております。

(白川会長) はい、ありがとうございます。事務局から何かございませんか。

(事務局)日本でも自死遺族の方への聞き取り調査等で、自殺になる原因とかの分析調査をしているのですけれども、あと大阪府では去年から監察医事務所と連携させていただきまして、自殺の死因、死亡の調書を分析させていただいて、アルコールとかが影響するのかという結果を出させていただきまして、学会等でも発表させていただいたという経緯があり、まだそんなに母数があまり集められていないのですけれども、今後そういうことを積み重ねながら、自殺の原因等を探りながら取り組んでいけたらいいかというところで、今、始めているところです。

あと中小企業なのですけれども、そちらも今日来ていただいている保健の方たちと協力させていただきながら、研修等でも取り組ませていただこうとしておりますので、また今後ともお願いしたいと思います。

最後の自殺未遂者の支援につきましては、もうご存知かもしれないのですけれども、今、 現在、関西医大にお願いしておりまして、三次救命に運ばれた自殺未遂者の方で同意の得られた方につきましては、IRIS(アイリス)という組織を設置しておりまして、そちらで定期的に、1ケ月、3ケ月、6ケ月、1年と、自殺未遂者が再び再企図を起こしやすい、起こす率が高いと言われている時期を、きちんとフォローするという大阪府からの委託事業をしていただいておりまして、来年度に向けましても、より一層取り組んでいただくような運びになっています。

(白川会長) 医療においても自殺未遂者対策というのは、実は診療報酬にも反映されるようになってきています。大学では、全国で10大学基幹校があって、大阪府下では関西医大と近畿大がフォローアップのシステムを持っています。先日1月の終わりに近畿大学主催で研修会を開きましたが、研修会受講が診療報酬の要件ということもあってか、申し込む方も大変多かったのが実状です。エビデンスとして、少なくとも半年はきちんとフォローすると、自殺未遂で再企図は減少するということは明らかにされているのですが、その後どうするかという、どのぐらいとか、あるいは1年2年をフォローして、自殺未遂からの再企図予防があろうかという問題は、今後の課題だと考えております。

それでは、引き続きまして、田尻委員からご意見を。

(田尻委員) 大きく分けて2点ございまして、1つは、私どもの電話相談の男女比を申し上げると、年間、数としては2万4,000件受電しているのですが、そのうちの57%が女性です。男性はその残り43%で、女性のほうが多くなっています。全国的にいくと、男性のほうが若干多いというのがほかのセンターなのですが、これは関西の特徴かもしれません。女性の相談者が多いです。かたや皆さんご存知のように、自殺者というのは約7割が男性です。7割の方が自殺で亡くなっているので、相談するのは女性のほうが多いという傾向がずっと続いております。

これは石藏先生もおっしゃったように、男性はどうも自分の心の中に抱えている悩みだとか、苦しさを他者に吐露しにくいといいますか、弱音を吐きにくいという傾向が、ずっといまだに続いているという気がしております。このあたりのところは、やはり根深いジェンダー問題を感じるのですけれども、そういうあたりも教育の場で、男女共同参画だとかジェンダー問題についても、推進していただきたいと思っているところです。

それからもう1つは、やはり若者層の自殺者数が減っていないということ、私もこのパブリックコメントを拝見して、4点のうち3点が教育の現場にという声が上がっているのを見て、あらためてそうだと思いました。こういった会議で、私は毎回言っているので、聞き覚えのある方もいらっしゃるかもしれませんが、私ども関西いのちの電話では、一昨年から始めた活動として、学校に出向いて「いのちの電話」の活動紹介と、いじめ問題をテーマにした朗読劇を子どもたちに聞いてもらうという活動をしております。

去年も中学校と高校とそれぞれ行ってまいりました。その時に子どもたちの感想文を読ませていただくと、とても今 10 代のその時に聞いてもらってよかったと実感を得ています。1つは、自分も悩みを抱えているけれども、やはり人に相談すると迷惑かけるとか、親に心配をかけたくないとか、そういう子どもが多いです。こういう窓口があるということをまず知らない。知った今は電話してみたいと言って書いてくれている子どもがとても多いのです。

ですので、そういった場で啓発活動とその受け入れてくれた学校も、ほとんどの校長先生 の英断というか、すごく熱心に動いてくださってやっと実現したというところで、まだまだ ハードルが高いのです。

現場に自死とか自殺の問題を持ち込むということに抵抗があるというところと、予算が確保されていないのです。いろいろなところからPTAとかかき集めていただいて、やっと実現するという形なので、ぜひこのパブリックコメントも活かしながら、学校現場に自殺予防、いのちの大切さの問題も含めて取り入れていただきたいと思っています。若いうちに人に相談してもいいのだということを、しっかり自分の中に持ってくれたら、男性も、大人になってからも、もし悩んだら誰かに相談しよう、そういうことで「いのちの電話」にも男性がどんどん電話をかけてくださるかと思っております。長くなりましたけれども以上です。

- (白川会長) ありがとうございました。やはり学校現場、教育現場での自殺予防をどう織り込んでいくかということを、複数の委員の先生方からご指摘いただいているかと思います。事務局から何か付け加えていただくこと、あるいは関係者の方がいらっしゃいましたらコメントはございますか。
- (事務局) 去年からの教育センターで、先生方が研修をされているいくつかの枠があるのですけれども、その中で中高の先生を相手に自殺に関するゲートキーパー研修とかをさせていただきまして、来年度もどこかの研修の枠でさせていただく取り組みをさせていただいています。あと高校等にも一つずつあたりながら、受け入れていただけるところについて、いろいろなストレス関係の話をしながら、少しでも相談できるというものを組み込んでいけたらという形でさせていただいています。

あと大学についても、今年度は立命館大学の川野先生にもお願いさせていただきまして、 自死遺族団体の方と一緒にワールドカフェ形式という形で、学生と直接一緒になって話し合 うという場面を取り組んでおりまして、いろいろなことを模索しながら手法をいろいろ考え て、今後こういうことができますよというところを、またいろいろな団体等で現場にフィー ドバックできれば、よりこういったものが、いろいろな取り組みができると思うので、そう いった手法をいろいろトライしながら、みなさんにお伝えできたらいいと思っております。 今後とも学校、教育長さまともいろいろと連携できたらいいと思っていますので、より良い ご協力をお願いしたいと思っております。 (白川会長) どうもありがとうございました。教育現場、とくにもちろん学校の先生方がそうい う教育、自殺予防に関するレクチャーなりを導入することに抵抗感を持たないことが非常に 重要と感じております。時間も限られておりますので、次に田中委員からよろしくお願いし ます。

(田中委員)田中です。大阪市としてではなくて、私個人の意見として言わせていただきたいのですが、2点あります。

数値目標に関しまして、会長がおっしゃったように、私も数値目標はやはり本当に必要かなと考えております。その理由は、数値目標を設定するのだったらば、その選定としてどのような事業をどこまでやったらどこまで下がるというのがあって、その事業をいくつか組み合わせて積み上げ式で決まるべきであると。ただ、国の目標はそういう形で決まっていないです。それで自殺対策に関しては、例えば学校とか会社とか、特定の小さい団体に対して介入して下がるという例はたくさんあるのですけれども、われわれ行政がやるような広い地域に対しての住民に対しての介入、どういう介入をしたらどれぐらいの・・・、これは世界的に見てもほとんど証拠がないということだと専門家から聞いています。

その点から考えれば、やはりなかなか数値目標というのは設定しにくいのではないかと、 どうしても数値で示すのならば、主要となる自殺対策の各事業の達成度を示すという、中間 仕様で示すべきではないかと考えております。

2点目は、先ほど田尻委員がおっしゃいましたけれども、若齢者対策がおそらく注目されてくるのではないかと思います。この理由はここ過去 10 年ぐらいの間に、年齢別の自殺死亡率をみますと、20 代、30 代が上がってきて、40 代以上が下がってくるということで、昨年の自殺対策の白書を見ていただくと、20 歳以上の、各 20 代、30 代、40 代、50 代、60 代以上が、自殺死亡率が極めて近くなってきて、ほとんど違いがなくなってきている現状があります。これは 1998 年の一番高かった時のデータから考えても、きわめてはっきり分かりますし、1998 年以前の値からみても、傾向からみても、全くここ 10 年ぐらいの傾向が変わってきていると。おそらく 20、30、40 代の自殺に対しての行動様式が変わってきているのではないかと思います。

お若い方が亡くなるということは、それだけ失われた寿命が短くなるわけですから、つまり 50 歳の方が自殺されたら、失われた寿命が30年、ただ20代の方が自殺されると、20歳から80代で60年になります。ですから20代の方の自殺死亡は、考え方によっては社会のインパクトは50歳の方の自殺された場合よりも倍あると考えられると思いますので、そのようなことを考えても、今後若年者の対策というものが、注目されるのではないかと考えております。以上です。

(白川会長)はい、ありがとうございます。数値目標に関してはやはり単位でどうというよりは、 個々のアプローチで数値的な目標は織り込めても、トータルとして何人以下というのは、あ まり現実的ではないのではというご指摘をいただけたかと思います。 確かにエリアを絞り込めば、自殺予防が達成されつつあるというような業種や分野はあり得るのではないかという気がいたします。トータルの数字としては、次の対策に結びつけていくところが見えにくくなるのかもしれません。ありがとうございます。

それでは、寺村委員、よろしくお願いいたします。

(寺村委員) 産業保健総合支援センターの寺村と申します。私の主に扱っているところでいきますと、自殺問題の中では4番目ぐらいになると思います。勤務問題による自殺といったところの対策に関わってくる部署に勤めております。

対策としましては、小規模事業所に対する長時間労働の方に対する面接指導であるとか、またストレスチェックが平成27年から実施されましたけれども、それの導入、それと定着。また以前からいきますと、過重労働に対する研修会などをやって、それに対する対策を進めているといったところがございます。これに関しては大阪府をはじめ、各種の団体からのご協力をいただきながら進めているというところもございます。

今回の自殺対策につきまして、国が資料3にありますように、過重労働をはじめとする勤務問題による自殺対策のさらなる推進という項目が、今回ポイントとして挙げられておると思うのですけれども、その件に関しては、自殺対策を見るとほとんど出ていないのかと思うのですけれども、その部分もどういうふうに改善されるかというのが、私も注目したいと思っているところでございます。

- (白川会長) ご指摘は、労働条件等に関して、現在長時間労働の問題でいろいろと具体的な動きが出てきておりますが、労働条件のあり方、労働のあり方が課題でしょうか。
- (寺村委員) 労働条件等いろいろと今検討されていると思います。長時間労働に対する規制をするとかという問題がいろいろと出ておりますけれども、その問題に絡んで、われわれもいろいろと進めていかなければいけないと考えているところなのですが、それと自殺対策の推進に向けて、今、学校問題というのは大きな問題だと思いますけれども、もう1つはそういった問題も、まだまだ残っていくのかと考えているところでございます。
- (白川会長) 最近ストレスチェックが導入されて、まだ実施率がさほど高くはないと聞きますが、 ストレスチェックの結果は、基本的に職場環境の改善につなげていくという意図があるよう に思うのですが、そのへんの問題について、先生はどのようにお考えですか。
- (寺村委員) その件に関しては、たぶん労働局のほうがご存知だと思いますので、そちらのほうで。
- (白川会長) 申し訳ございません、先に私のほうからよろしいでしょうか。 それでは、中田委員からお願いいたします。

(中田委員)大阪労働局健康課の中田でございます。今、私、これを見させていただいて、ご議論のありました目標が最初目についたのですけれども、その議論は過ぎましたので、2つ目の私が関わりますのは、職業生活における部分になるのです。

今、ご指摘のありましたストレスチェック、一昨年の 12 月 1 日から昨年の 12 月末までに 1 回目のストレスチェックを実施するということで、50 人以上の事業所につきましては、1 回目のストレスチェックを実施いただくということで、これは義務化になってございます。

今、どれぐらいの実施率かということで、これにつきましては実施結果報告をいただくことになっております。大阪には約1万1千の50人以上の事業所がございまして、現在の実施率、これは実施率としましては、本当は分からないのです。分からないのですけれども、実施をいたしましたら、実施結果報告をいただくことになっています。実施結果報告が法律の書き方としまして、「ただちに」とか「速やかに」となっていないので、現時点では約5,000弱、4,600~4,700ぐらいの実施結果報告をいただいているので、半分には満たないですけれども、それに近い数字にはだんだんなってきていると思っております。

このストレスチェックは、自殺と直接結びつくかどうかは少し分からないところはあるのですけれども、ストレスチェックについてのアプローチの仕方として2つございまして、1つは一次予防で、メンタルヘルスの中の一次予防としての位置づけとしての気づきです。本人に自分が高ストレスかどうかを気づいていただいて、それに基づいて希望により面接指導を産業医の方に受けていただく。これは希望ですので、必ず受けなければならないということではないのですけれども、先般、私どもが実施をいたしましたアンケートによりますと、この実施率が非常に低くございまして、ほんの2~3%としか、高ストレスの内の方について、面接指導を申し出ていないということがございまして、これは非常に問題だと思っております。

その前にストレスチェックの受験義務が、会社には実施義務がございますけれども、労働者の方については受験義務があるというわけではないので、全員が受けなければならないということはございません。このアンケート結果の中でも、全体の4分の3の方が受けていただいているのですけれども、逆に4分の1の方については受けていただいていないという結果になってございます。

もう1つのアプローチとして、集団分析がございます。集団分析につきましては、会社が独自に実施できる、先ほどのストレスチェックの結果につきましては、実施していただくお医者さんと実施事務従事者、そういう方については、その内容を知ることができるのですけれども、事業所にそれが直接渡る、結果を知れるということではないので、事業所で何か対策をとる時に、行われたから直ちに対策がとれるということにはなっていない。これは個人情報保護と会社が知り得たい情報のせめぎ合いのようになっているところがございます。

ただし、集団分析につきましては、会社で独自に実施することができるので、集団分析を 実施していただいて、会社の労働条件、ある部署によって非常に残業が過多になっている、 そのような時に対策を講じていただいて、ストレスを減らしていただくというのが可能にな っていくのかと考えてございます。このストレスチェックが今のことに関しては大きく、過 重労働の中の位置づけとしてのストレスチェックが、私の持っている主張の中では大きいの かなと考えてございます。

- (白川会長) はい、ありがとうございました。労働環境の改善に向けてというところで、ストレスチェックが実施されるようになったのだけれども、実際、面接に至る人は少ないということですね。面接に至ると、面接のレポートは基本的に職場に返るようなルートがあるので、職場環境の改善に何らかの寄与するところはあるのかと、少なくとも求める方は非常に少ないところが問題ですね。
- (中田委員) そのとおりでございます。ストレスチェック制度の趣旨を十分にご理解いただいて、 労使がご理解をいただいて実施いただくということがポイントでございまして、非常にセン シティブな問題を含んでおります。

ストレスチェック自身は、要因と反応と支援という3つの項目をしなくてなはらないということになっておりますので、要因として長時間労働がある、反応として頭痛とか体の不調を訴える、そのようなことがあった時に、上司とか同僚の支援があるかどうかという、この大きな3つの項目を満たさなければならないというチェックリストをお使いいただくことに、有意義になってございますけれども、そのセンシティブな問題を含んだ中身を会社側が直接知る、例えば人事担当部署が直接知るということになると、心理的に人事その他の効果が回される恐れがあるということで、そこには分からないということに、法律上義務が課せられているということになってございます。

- (白川会長) 今後このチェックシステムがいかに定着し、労働環境の改善に寄与するかというと ころを、われわれも見守っていかなくてはいけないというところでしょう。ありがとうござ います。それでは、北條委員、よろしくお願いします。
- (北條委員) はい、私たちは電話相談なのですけれども、ここ1年ぐらいで件数が大幅に伸びているのです。かなり増えています。リピーターの件数だけではなくて、新規の方の相談が増えています。かなり広報に力を入れたということもあるのですけれども、その一方で遺族の集いに来られる方が全然増えていないのです。増えていないどころか最近減ってきているぐらいなのです。

遺族支援は、すでに自死遺族相談をやっていらっしゃると思うのですけれども、画期的な対策がなかなかとられていないと。ではどんな案があるのかというと、思い浮かばないですけれども。1つは、遺族になられる前に、どれくらい遺族が受ける差別、偏見だったり、遺族自身が抱える不安感や自責感情を、そういった実態は語られているのかと。自殺防止の教育だったり、啓発の奨励ですね。自死遺族の苦しい実態が、もっともっと語られてもいいのではないかと思っています。

ここから先は話を半分に聞いていただきたいのですけれども、自殺に関心がある人とそうでない人の距離感はすさまじいものがあると思うのです。そうでない、あまり関心がない人が多いかと思います。そういう意味で、うちは今年、大阪マラソンの寄付先団体に選ばれたのです。選ばれる時によくうちのような団体を選んでくれたと。自信を持って申請書を出したのですけれども、選ばれた時はびっくりしたぐらいなのです。

この間、自殺防止に関するイベントを開いたのですが、どうしてもシンポジウムを開いても、自殺防止に関心のある人を対象としたイベントになってしまいがちで、そうでない方がたくさん参加するイベントに、うちのような団体がなかなか参加できなかったということがありました。これからそういったことが必要なのかと、大阪マラソンが大きなチャンスだと思っているのですけれども、そういった意味で、これから私たちがイベントを開いていこう、新しいイベントをやっていこうとした時に、正直今の補助金の額では、新しい試みは難しいと思っているのです。補助金をいただけなかったとしても、ぜひ講演とか共催とか、そういった形で支援していただきますと、どんどんイベントを開いていきやすいですし、大変意義のあることなのではないかと思っています。

(白川会長) たいへん重要なご指摘をいただいたかと思います。

基本的に相談数は増えている。援助を求めることにそれほど抵抗を感じなくなっているという流れはあるのだろうと。ところがそれが自死遺族に関しては、まだまだハードルが高いと言いますか、先ほどフィンランドの話が出てきましたけれども、なぜ死を選ばざるを得なかったかと、心理学的な剖検という手法があるのだけれども、日本ではなかなか定着しないのです。やはり自死に対する、あるいは自死遺族に対する非常に厳しい目を、遺族の方は痛感しているのではないかと感じます。

ただ、それを考えても、やはり若い時から自死という問題を避けずに扱っていくことが、 その方が大きくなった時に、援助希求することに抵抗感が少なくなったり、あるいは自死遺 族に対しても、特別な思いを抱かずに接することができるという流れができてくるのではな いかと感じました。

続きまして、山田委員からお願いいたします。

(山田委員) はい、この指針を見せていただくと、自殺予防のところで、社会的要因を結構取り上げていただいていると感じております。もちろん、皆さん、自治体もそうでしょうし、お 医者さまもそうでしょうし、それぞれの窓口で、「あ、この人は社会的な要因を抱えておられる」というのは、たくさんおられると思います。

その中で法的マター、つまり法律家に相談すべき、あるいは法律家に相談するとなにがし か解決の糸口になるかもしれないということを、皆さん発見していただいていることも多い かと思うのですが、その人たちをどう法律家に適切につなぐのがいいのかということについ て私らで考えてはいるのですが、非常に難しいところがあると思っております。 例えば、弁護士会の相談窓口の電話番号はこれだから電話してくださいといって、皆さんお電話されるのかというと、そのエネルギーの少し落ちかけの方には難しい場面もあるかもしれない。あるいはこれはそもそも逆に、これが果たして法的なマターなのか、弁護士に聞いて怒られないのか、弁護士に聞くべきことなのかというようなことも、もしかしたら窓口でおありかもしれない。

そういう中でどうやって適切にピックアップして、連携が組めるかということについて、 また私たちも考えなければいけないのですが、皆さまにもお考えいただいて、ご提案をいた だけるとありがたいと思っております。

また心の問題を抱える方、もちろん遺族支援の問題もそうです。遺族支援は遺族それぞれによって、常に多岐にわたる法的問題を抱える方がおられて、正直な話、弁護士一人で応対するのは困難なケースも少なくありません。そんな中で、弁護士には問題解決志向というものがあるようで、お話を聞きながら法的な問題をピックアップして、それをどう解決するためにどうするかと考えていくと。

ただ、そういう問題解決志向が、心の問題を抱えている方、あるいは自死遺族の方には必ずしもマッチしない。つまり、もっと他に聞いてほしいことがあるのに、法的な問題だけをピックアップされる。そうなると、なんかもやもやとしたものがあったり、あるいはその人と弁護士との対立、あるいは弁護士から離れていってしまうとか、そういう場面もあるように感じております。

そんな中で、それぞれの窓口なり相談の場面で、そのピックアップといったら変ですが、 発見していただいた方には、法律家とともに一緒になって考えていただけるようなスタンス で動いていただけるとありがたいと。結構なご負担になるかとも思うのですが、そういう方 面でお考えいただければと思っております。

もう1点、これはもしかしたら前回も申し上げたかもしれないのですが、自殺対策は自殺対策だけにとどまらないというと変な言い方になりますけれども、私は、今、弁護士会で、生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口との連携に関わっているのですが、そこで来る相談は、やはり多重債務であったり、あるいは家事事件であったり、労働の問題、あるいは住居の問題となっており、それらとともにメンタルの問題を抱えている…という難しい話になっています。

自殺がすぐそばに口を開けて待っているようなケースも少なくないですし、実際に私も相談を受けて、メンタル面で非常に辛い思いをされている方、あるいは「生きていても甲斐がないんです」と言われて、私も「どうしたらいいのだろう」と思うような相談がやってきたりします。そういう中で、生活困窮者支援と今回の自殺対策の重なりというのは、結構大きなものがあるのではないかと思っております。もちろん大阪府が直轄している部分は、生活困窮者支援ではないのは承知しておりますけれども、各自治体で自殺対策について深める中で、もう少し全体として、大きなところも意識していただけるとありがたいと思っております。長くなりました。以上です。

(白川会長) ありがとうございました。自殺の問題は、われわれ医療者からすると、医療でもケースワークということになるのですが、狭い意味での治療だけでは到底対応できないのです。 自死に至る道筋は、いろいろと生活の問題を抱えていたりと様々な要因があるわけですから、 追いつめられた時に、相談の窓口があって、その窓口が有機的な連携を持てている、それが まさにセーフティーネットを構築するということなのではないか。この場でいろいろな方面 の方々と意見交換させていただくことも、非常に有意義ではないかと考えております。

それでは、引き続きまして、吉田委員、お願いします。

(吉田委員)はい、吉田です。まず冒頭の説明にありましたように、大阪府の自殺死亡率が減っているというところで、本当にお疲れさまでしたと申し上げたいと思います。

私が現場で関わらせていただくということもあるのですけれども、自殺未遂者の相談支援で、昨年の1月に立ち上げられましたIRIS(アイリス)、私も個別の案件で相談を何件か受けさせていただいたこともあるのですけれども、自殺死亡者は減っているのだけれども、一人一人が抱えている問題は、すごく複雑化してきていると印象を受けます。実際私のほうで聞かれても、直接解決するのは難しかったり、あるいは解決できるところはあるのだけれども、本当にそれが全体の一部であったりとか、この指針の中にも書かれているのですけれども、やはりもっと複合的な問題に対応できる人材の育成がさらに求められてきているのかということを、非常に実感しております。

本当に私たち自身も、私たちがその相談を受けて、それを交通整理しないといけない部分もやはりあるのかと。これは例えば弁護士さんにお願いする、場合によっては税理士さんに頼むこともあるでしょうし、不動産業者さんに頼むこともある。そういったネットワークを、あらゆる業種、あらゆる支援者の方とやはりつながっていかないと、本当の意味での包括的な支援は難しいかと感じています。

もしお手元に資料があれば、質問させていただきたいのですけれども、このIRISが立ち上がって、現状どのぐらいの案件を対応されているのか、もしあれば教えていただければと思います。

(白川会長) 事務局からよろしいですか。

- (事務局)確定の数値ではありませんけれども、現在、まだ1年にならないところですけれども、 40数件のフォローをさせていただいていると聞いております。
- (吉田委員)はい、ありがとうございます。現場の方は本当にきめ細やかな対応をされている。 今まで退院をされて地域に帰られた方の支援が課題だったと思うのですけれども、1年間、 継続的に相談に当たられると。何度も何度も本当に行かれているのを拝見しますと、本当に 自殺死亡者の減少にまさに直結していると感じる制度、支援だと思っておりますので、また

次年度以降、ますますの手当てをしていただくようにお願いをできればと思っております。 ありがとうございます。

(白川会長) どうもありがとうございました。吉田委員からたいへん重要なご指摘をいただけたかと思います。自殺の背景には複合的な要因が関与するのだけれども、それに対応できる人材はなかなかいないのだと。自殺支援、自死予防に関わる支援者は、孤立しがちな状況もあると思うのです。

ですから、支援者同志をつなぐといいますか、コーディネートする役割の方を養成することが、実は結構重要な課題ではないかと。個々の現場では、自殺に取り組もうとしていても、なかなか自殺の背景を考えると、非常に支援者自体が追いつめられていくという構図が起きがちであるというところを、認識すべきだという気がいたしました。

それでは、最後になります。渡瀬委員からお願いいたします。

(渡瀬委員) はい、渡瀬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私どもは、町村というようなことの中で、やはり地域に身近な存在というところがございます。そういう状況の中で、なかなか規模が小さい中で、こちらの指針にもいろいろ書いてあります、市町村で中心的な役割を担う職員というところもあるのですけれども、なかなか専門職等そういうような方がいないという状況の中で、やはりそのへんのところについては、都道府県内には支援をいただきたい。また、そういう関係団体の支援をいただきたいといところがあります。

それと当然その地域における近い存在の中で、民生委員さん、児童委員さん、あるいは地 区の福祉委員さんとか、そういう方の研修といいますか、身近な存在で相談に応じていただ けるような体制作りが必要なのかと考えております。町村などで、なかなか細かなところま でとはできないとのことですけれども、地域の力を借りて、自殺対策に取り組んでいけたら と考えております。以上でございます。

(白川会長) どうもありがとうございました。それでは一通りご意見をちょうだいたしました。 通して何か付け加えていただくこととか、追加でのご意見がございましたら承りたいと思い ますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それではどうもありがとうございました。本日の議論を踏まえまして、事務局と相談して、 最終案を取りまとめてまいりたいと思います。

最後に事務局から事務連絡があります。よろしくお願いいたします。

(事務局)はい、事務局からのお願いです。本日、お集まりいただいています委員についてなのですが、川野委員を除く委員につきましては、委員の期限、本審議会の委員の期限については、今年の5月末までとなっております。つきましては、今後、改めて委嘱の手続きをおこなわせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

- (白川会長) どうもありがとうございました。それでは、以上をもちまして、本日予定されておりました議事はすべて終了といたします。本日はお忙しい中、ご協力いただきまして、どうもありがとうございました。事務局にマイクをお返しします。
- (事務局) 本日は、お忙しい中、たいへん貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうご ざいました。

委員の皆様方からいただきました貴重なご意見を踏まえまして、白川会長とご相談しながら、自殺対策基本指針の改正に向けて、作業を進めてまいりたいと存じますので、今後とも ご協力のほど、よろしくお願いします。本日はどうもありがとうございました。